

図1 医療費と医療給付費の財源構成

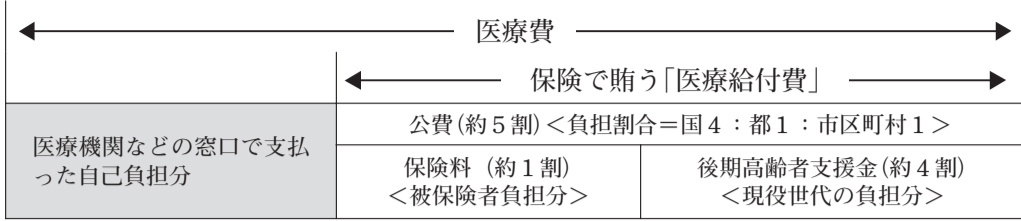


図2 30・31年度の年間保険料額の算出式

均等割額 被保険者1人当たり 4万3,300円

+

所得割額 賦課のもととなる所得金額(※1) × 所得割率8.80%

=

年間保険料額 100円未満切り捨て(限度額62万円)

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表1 均等割額の軽減

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を基に軽減割合を判定します。

「総所得金額等の合計(※2)」が下記の基準額に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額	
33万円以下で	被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,330円
	上記以外	8.5割	6,495円
33万円+ (27万5,000円×被保険者の数) 以下	5割	2万1,650円	
33万円+ (50万円×被保険者の数) 以下	2割	3万4,640円	

※2 65歳以上(30年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。ただし、この高齢者特別控除は所得割額の計算では適用されません。

表2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」を基に軽減割合を判定します。

「賦課のもととなる所得金額」が下記の基準額に該当する方	軽減割合	【参考例】公的年金収入のみで他の所得がなく、下記の年金収入基準額に該当する方
15万円以下	50%	168万円以下
20万円以下	25%	173万円以下

後期高齢者医療保険料 30・31年度の保険料の料率などが決まりました

後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率は、2年間の財政運営期間における「医療給付費」などに応じて定めることになっていきます。1月の東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」)議会で、30・31年度の保険料の料率と軽減措置などが決定しました。なお、都内の料率は均一です。後期高齢者医療制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

財政運営の仕組み

後期高齢者医療制度の財源構成は、左図1の通りです。「医療給付費」とは、「医療

保険料の増加抑制策

今回の料率の見直しに際し、62市区町村では、保険料の大幅な増加を抑制するための特別対策として、約211億円の一般財源を投入します。市では、30年度に一般会計から約9992万円を負担する予定です。

保険料の決め方

30・31年度の年間保険料額の算出式は、左図2の通りです。今回の料率の見直しにより、被保険者1人当たりの均等割額は4万2400円(28・29年度から4万3300円)に、所得割率は9.07%(28・29年度から8.80%)になります。そのため前年と同じ所得であっても、30年度の保険料額が変わる場合があります。

保険料の軽減措置

保険料の負担を軽減するために、所得に応じて次の3つの軽減措置があります。また、30年度から均等割額の5割軽減と2割軽減の対象が拡大されます。

なお、軽減には、確定申告などの所得の申告が必要になる場合があります。

①均等割額の軽減(左表1の通り)

②所得割額の軽減(左表2の通り)

③被扶養者だった方の軽減
 ④後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が5割軽減となり、所得割額は掛かりません。

30年度の保険料の通知

4月の年金から保険料が天引き(特別徴収)されている方は、28年中の所得に応じた仮算定の保険料額の徴収です。29年中の所得に応じた30年度の保険料決定額は7月に広域連合長が決定し、同月中旬に市役所から「決定通知書兼納付(納入)通知書」を発送します。

問い合わせ先

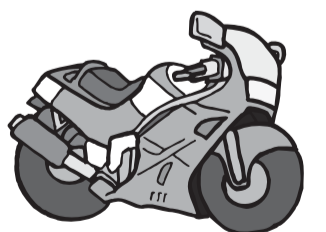
制度のことは、土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時に「広域連合お問い合わせセンター」☎0570・086・519 (IP電話・PHSの方は☎03・3222・4496)、ファクス(0570・086・075)または広域連合公式ホームページ「東京いきいきネット」(<http://www.tokyo-ikinet.net>)をご覧ください。

個別の相談は市保険年金課 高齢者医療係 ☎470・7846へ。

30年度軽自動車税の納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「30年度軽自動車税」の納税通知書を5月11日(金)に発送します。納税通知書に記載している金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777(内線2331・2332)へ。



区分	税率	
原動機付自転車	50cc 以下	2,000円
	50cc 超90cc 以下	2,000円
	90cc 超125cc 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車など(125cc 超250cc 以下)	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc 超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用のもの	2,400円
	その他	5,900円

三輪および四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた日(自動車検査証の「初度検査年月」の日付)によって税率が変わります。

区分	税率				
	27年3月31日までの登録車	27年4月1日以降の登録車	新規登録後13年超(経年重課) ※		
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	三輪	貨物用 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物用 自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		三輪	3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から、28年度より経年重課の税率が適用されます。なお、電気系自動車など(動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車)は、経年重課の対象外です。

グリーン化特例

29年4月～30年3月までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車で、環境負荷の小さいものについては、30年度に限り税率が軽減されます。詳しい適用条件については市ホームページをご覧ください。

区分	税率					
	おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減			
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	5,200円	3,500円	1,800円	
		乗用 自家用	8,100円	5,400円	2,700円	
	三輪	貨物用 営業用	2,900円	1,900円	1,000円	
		貨物用 自家用	3,800円	2,500円	1,300円	
			三輪	3,000円	2,000円	1,000円

30年度市税などの納付にご協力ください

納付にお困りのときは

30年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限は下表の通りです。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増算されるだけでなく、滞納処分が行われる場合もありますので、ご注意ください。

病气・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、できるだけ早めに



30年度市税などの納期一覧

	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	軽自動車税
5月31日(木)	第1期				第1期
7月2日(月)		第1期			
7月31日(火)	第2期		第1期	第1期	
8月31日(金)		第2期	第2期	第2期	
10月1日(月)			第3期	第3期	
10月31日(水)		第3期	第4期	第4期	
11月30日(金)			第5期	第5期	
12月25日(火)	第3期		第6期	第6期	
31年1月31日(木)		第4期	第7期	第7期	
2月28日(木)	第4期		第8期	第8期	
3月25日(月)			第9期		

郷土資料室 歴史展示室を 土曜日一時休室します

郷土資料室(わくわく健康プラザ2階)の歴史展示室は、開設から10年が経ち、展示資料の見直しや整備のため、企画展示期間を除く5月19日、31年3月30日の土曜日を休室します。これにより、休室日は土曜・日曜日、祝日、年末年始となります。なお、展示コーナーの民具および写真展示は今まで通りご覧いただけます。

詳しくは郷土資料室 ☎472・0051へ。